

第十六回 参議院人事委員會會議錄第十九号

昭和二十八年八月六日(木曜日)午後二時五十四分開会

委員の異動

八月五日吉野信次君辞任につき、その補欠として加藤武徳君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 村尾 重雄君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

加藤 武徳君
松岡 平市君
溝口 三郎君
岡 三郎君
紅露 みつ君
後藤 文夫君

委員外議員

水産委員長 森崎 隆君

政府委員

大蔵省主計 岸本 晋君
局給与課長

○国家公務員等退職手当暫定措置法案(衆議院提出)
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(村尾重雄君) 只今より人事委員會を開会いたします。

本日の議題は、国家公務員等退職手当暫定措置法案並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案であります。

先ず国家公務員等退職手当暫定措置法案を議題に供します。それでは議長者から提案理由の説明を求めます。大平正芳君。

○衆議院議員(大平正芳君) 只今議題となりました国家公務員等退職手当暫定措置法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、本年七月三十一日限りでその効力を失うこととなりますので、これを八月一日以降におきましてもその効力を持たせることとすると共に、退職手当の支給額、勤続期間の計算等につきましても所要の改正を行いますため、さきに政府より同法の

一部を改正する法律案が提出いたされ、これに對しまして、衆議院大蔵委員會会におきましては、政府原案に若干の修正を加え、全会一致をもつて可決いたしましたのであります。即ち、修正の内容は、第一に、公社特に国鉄におきましては、三十年ないし三十五年程度の長期勤続者が現に相当数在職いたしている実情にありましますので、退職手当支給率の通減は、勤続三十六年以上から始めることにいたし、第二に、国鉄等三公社にありましては、業務量の減少その他経営上止むを得ない事由による退職の場合にも、最高率の退職手当が支給されるようにいたし、第三に、

国鉄等の職員のほか、一般公務員の場合にありましても、過去において満洲、支那等外地において同種事業等に勤務いたしたことがある者につきましても、過去の勤続期間の通算ができるようにいたし、第四に、もとの軍人軍属から引続いて復員局等に在職している公務員の退職手当計算につきまして、軍属のうち雇員、傭人、工員、事務官、理事官、判任文官につきましては、すでに軍属としての在職期間が通算されており、又今回軍人軍属の恩給も復活されることになりましたことに鑑みまして、その軍人軍属としての在職期間を通算することにいたしましたのであります。

併しながら、この法律案は不幸にして七月三十一日までに成立を見るに至りませんでしたので、遂に国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、同日限り効力を失いました。従いまして、ここに新たに以上申し上げ述べました修正案及び修正部分を除いた政府原案を一本に取りまとめまして、本法案を提出いたした次第であります。

何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 本案につきまして御質疑のあるかは御発言を願います。

○千葉信君 簡単に一つだけ申上げてこの際お尋ねをしておきたいと思ひます。それは、おつしやる通り、政府提案

のものが廃案となつたために今度は議員提出法律案として提案されて参つたのであります。そこで提案者としての立場から、かなり立案についてはいろいろとお考えもあつたと思ひます。その問題に関連して一つお尋ねしておきたいことは、第一条の二項に、この法律は、別に法律を以て恩給法の規定による恩給、国家公務員共済組合法の規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれらに準ずる退職給付を總合する新たな恒久的退職給与制度が制定実施されるわけですが、この条件がやはり同様にあるわけでございます。そこで問題になりますことは、この法律案の提案者として、問題になつて恒久的な退職給与制度をいつ頃実施されるという見通しを持つておられるのか。それから又、従つて制定実施等の見通し等について政府のほうと何らかの了解なり話し合いを持たれたのか。この点だけをお伺ひいたします。

○衆議院議員(大平正芳君) 千葉委員の御質問でございますが、実のところこの第一条の二項の問題につきましては、我々は深くこれを検討するいとまがなかつたことを遺憾といたしておりますが、同時に又、政府のほうとこの問題について特に折衝を重ねたという点も、衆議院大蔵委員會としては持つたことは今回はございませぬ。従いましては個人としての意見はございしますけれども、大蔵委員會の提案に相成つておりますので、この際そ

ういつた問題につきまして公の見解を申上げることができないことを非常に遺憾に存じております。

○千葉信君 まあ御無理もないこととは思ひますが、併しながら、この法律が臨時立法法であるということと、それから提案者としてはやはりこういう臨時立法法を行う場合に、重大な根本の条件という、この把握がなければならぬと考へますので、できればこの際この委員會が休憩に入ることになつておりますから、その間にでも、只今私が申上げたような政府の方針なり、或いは御連絡等があつて然るべきだと思ひますが、その点、御要望を申上げて、私は一応質問を打ち切りますから、御了解をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(大平正芳君) それではこの問題につきましては後刻成るべく早い機会に本委員會にお伝えすることいたします。

○千葉信君 先ほどの委員長理事打合會で一応御相談申上げましたように、修正案の問題もあるようでございしますから、この際休憩に入らんことの動議を提出いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村尾重雄君) それでは千葉委員の意見通り暫時休憩いたします。

午後三時二分休憩

午後八時三十七分開会

○委員長(村尾重雄君) 休憩前に引続き會議を開きます。本案につきまして御質疑のあるかは御発言を願います。

す。

○千葉信君 先ほど質問申上げて答弁を得られなかつた退職手当の臨時措置法について提案者の御出席がまだないようでございますが、いつ頃一体御出席せられますか。

○委員長(村尾重雄君) お答えいたします。提案者は今まで御出席あつたのですが、少し席を外しましたので、現在連絡中でございます。

○千葉信君 それではお見えになるまで給与法の一部改正について提案者に対して御質問申上げます。本法律案の提案理由、或いは提出された資料の御説明等は、私も一応承知いたしました。ただ中でも提案理由の説明なるものが、衆議院に提出されました提案理由の説明書と、本院に提出されました提案理由の説明書が喰ひ違つておる点があると思ひます。それから又、提出された資料等につきましても、私の質問に対して提案者は提出した資料については全面的な責任は持つことができないという御答弁でございました。又更に重ねて溝口委員からも、提出された資料の数字の喰ひ違い等について、かなり手きびしく追及されたようでございますが、これらの点についてはいづれもまだその後解明されておられませんけれども、併し何と言いましても、もう会期は今日明日という恰好で、与党の方々は随分審議を焦つておられる傾向もありますので、できるだけ与党の要望に應えるという意味で、この際、能率的な審議をするというために、ここで一つ提案理由の説明の喰ひ違いや、資料の不備な点等について、更に重ねて論議をするよりも、議事進行上の理念から、いきなり逐条に入つて一応御説明をこの際承りたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 只今お尋ねの点も一応お答えしておきたいと思ひます。

提案理由につきましても、初め衆議院に提案理由を御説明申上げたのであります。委員会の経過等に鑑みまして、もう少し詳しく申上げたほうがよいまいだらう、こう考えまして、喰ひ違いはないはずであります。詳しくなつた、あとのほうが詳しくなつた、こういうことでございます。

それから提出理由について千葉さんからお尋ねがありまして、私のほうで出したものにおいて、千葉さんのほうでより正確なものが出されるということでありまして統計上のことでございまして、私もそれを承認するに答へたので、全面的に私のほうで出した資料が確実だとは言ひかねる、こういうことを申上げておつたわけでありました。

それから溝口さんのほうからの御質問もありまして、丁度予算編成後の数字と、あとから文部省その他からとり寄せた数字の点につきましても喰ひ違いがありました。この点、これは数字はあとのほうが正しいのでございまして、初めに予算をとるときは数字と少し喰ひ違いがありましたのは遺憾であります。

なお実情といひますと、どの辺から申しましたらよろしいのでございませうか。

○千葉信君 最初から最後まで。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 第一は第六条第二項第二号中に、大学等教育職員級別俸給表と、高等学校等教育職員

級別俸給表、中学校、小学校等教育職員級別俸給表、この三つを一般俸給表から分離して特別俸給表としてそれぞれ該当をなした、こういうことであります。

次は、そのそれらの級別俸給表の適用について、その大綱を法律の中に入れたほうがはつきりしてよろしいというふうなことで、この六が入つたのであります。

その次に別表第六といひまして特別俸給表をイ、ロ、ハと分けまして、その内容につきましても、過般來御質問に答へ、或いは私のほうから御説明いたしましたので、略させて頂きたいと思ひます。

それから附則であります。1は施行期日を規定いたしました。2は切替に当りまして、この俸給表と、改正前の法の適用による切替につきましても規定いたしましたので、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額附則別表の新俸給月額欄の額の直近上位の額とする。こういう規定であります。

これは一つの昇給というふうなことになつておりますけれども、切替時におきましては、給与法の昇給とは別に、こういうことが他にも例が前にあります。そういうことから、切替として結果において昇給があり得る、又そういうふうに取り扱いたいというふうなことで規定したのであります。

第三は、これは前の特別俸給表に切替える際にもこういう規定がありまして、それを踏襲いたしておるわけでありませう。

第四もそうであります。

第五であります。これはよく衆議院の委員会でも問題となりまして、地方公務員の場合にどうなるかというふうなことであります。地方公務員におきましては、私から申すまでもなく教育公務員特例法によりまして、国家公務員の例に準ずる、こういうことになつておりますので、その点、齟齬するところがないと思ひますが、そういうことの規定であります。

附則別表は改正案の給と改正前の給とを対照した切替表であります。

○千葉信君 御質問申上げる質問のやり方は、やはりかなり複雑なものを持つておる法律案でございますので、逐条審議と総括審議と併行して進めたいと思ひますが、特に問題となりますことは、現行の給与法の中で、はつきりとして、現行給与法を急いで改訂しなければならぬという条件があることは、提案者も恐らく御存じだと思ひます。これは申上げるまでもなく、各俸給表に付いて附則の別表の備考でございまして、この備考につきましても、政府といへば第十五国会等において政府当局が、現行の給与法の中で行われたこの修正の御意思を尊重して、速かに改訂をするための作業を研究中である、こういう御答弁がございました。つまり政府といへば当然これは尊重しなければならぬ国会の決定でございまして、恐らく提案者もこの点については御異議はなからうと思ひます。そこで、提案者がその表面に現れた備考の内容については、恐らく文字通りお受取りになつておると思ひます。併し私も更に重要な内容を持つてゐるこの修正がなおざりにされて、そうして今回の法律案の御提案になつたわけでございます。この意味

からすれば、かなり提案者は、この修正案の具体的な内容、そして又こういう修正の行われた理由について十分に御認識できないのではないか。そうでなくてはこういう重大な問題を等閑に附して御提案になられるはずがない。以上のような考えから、私は提案者がこの修正のよつて来た原因や俸給表自体の欠陥等について十分御認識かどうかを疑わざるを得ない。そこで私は、第十五国会で行われましたこの修正の内容について認識されておられる提案者のお話を、この際、伺いたい。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 各俸給表にすべて暫定的なものだと、こういうふうな規定されておられますが、これは人事院の勧告によつて政府が法律として提出した、参議院におきましていろいろ論議がありまして、合理的に改訂するべきものであるけれども暫定的なものとして認める、こういうふうなことで参議院の修正が行われたというふうに承知いたしております。私もその時代といひますか、時の動きによりまして相当変らざるを得ないもので、これはもう恒久的なもの、こういうふうには見られないのじやないか、こういうふうな考へて、或いは又職階法によつて給与準則を速やかに出さなくちやならぬということも年来の要望であり、又人事院としても研究を続けて来ている、こういうことでありますので、そういう結果、いづれこの級号に分つてゐるところの俸給表というのは改訂される時期が来るのではないかと、改訂されるべきものではないか。殊に教育職員につきましては、何級で

局長だとか、何級で課長だとか、こういうような格付が非常に困難でありまして、これは当然こういう改正でなく改められるべきものだ。こういうふうな考へていくわけでございます。千葉さんから暫定的なものであるというふうなこの備考に書いてあるその理由はどういうことだ、こういうお尋ねがありました。私の知っている程度におきまして、参議院のほうで書き加えられて、それがずつと各係給表にかかっている、こういうふうな承知しているわけでありまして。

○千葉信君 只今の御答弁は私のお尋ねしていることに殆んど肝心かなめの点についてはなんらお答えになつておられないで、単に概念的な、形式的な、抽象的な御答弁だけにすぎないのでございまして、私が一番心配しますのは、一体、現行俸給表の中に盛り込まれている国会の決定、衆参両院における議決の内容等、而もそれが御承知のように国家公務員法によりまして、現行給与法によりまして、それから又職階制に関する法律におきまして、各案文をつぶさに点検いたしますと、根本的な考へ方として、公務員に対する根本基準の決定については、特に給与等の問題の公平な取扱というやり方については、実に重要な問題であるという考へ方の上に立つて、あくまで精密な科学的な調査研究の上に立つて給与に関する法案を人事院がきめる、これが人事院の権限であり義務であるという考への上に立つて立法されております。これは私が申し上げるまでもなく、若しも何らの深い研究も造詣もなしに、この問題を一方的な立場や或いは政治的な立場等に立つて扱つたりすることになると、

大変なことになる。而もその大変なこととは国家の行政に至大な影響を与え、行政効率、庶務効率に甚大な影響を及ぼす。そういう意味から、あくまでも公平を期し、而も精密を期するたために、給与決定等については、他の根本的な基準の決定等に対しては、同様に、実に用心深く立法されているのが国家公務員法並びに現行給与法並びに職階制に関する法律でございます。この点についてはこれは提案者も恐らくよく御了解だろうと思ふ。そういう意味から言いますと、給与法の中に盛り込んでいる国会の決定した意思、而もその意思の内容が指摘するところの問題は何かということについては、十分なる把握がなければ、勿論これはいじることのできない。いじるべきではない。これは今申し上げた三つのこの法律の建前からいいますと、明らかなことだと思ふのです。そういう意味からいいますと、私は只今私の質問に対してお答えになられた点については実に不満に堪えないと思ふのです。私のお尋ねしておる備考の「本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。」この点についての最も大事な点についてはお答えになれないで、ほんの形式的な御答弁だけに終始されておりますが、これは少くとも私も従来この問題を取扱つて参りました者の立場からいへば、絶対なおさりにできない問題なんです。而もそれは給与法にはつきりと書かれていて、この点からいいますと、等閑に附すべき問題ではないと思ふ。そこで私はこの際提案者に申し上げたいことは、人事院のほうから給与改訂の報告が昨年八月一日行われました。とこ

ろが、その人事院のほうから報告された給与改訂は、財政上の理由その他の原因によつて政府によつて甚だしく歪められて国会に提案されたところ。その政府の提案された給与法の内容は財政上の理由に基いて一律にこれを減額するというやりかたを行わないうで、単に独身者の標準生計費に対してだけ深甚なる考慮を加えて、これが政治的な考慮だつたかどうかは知りませんが、せうけれども、とにかく独身者の標準生計費に対してだけは考慮を加えて、そうして独身者でない諸君の標準生計費に対しては何らの考慮を加えておられない。つまり現在の公務員諸君の構成の状況、公務員等の実際の、実際の調査によつて判明しております公務員の平均家族の構成数、それから各級各号における公務員の平均級別号俸、その調査が全部でさつておりますが、そういう方面の実際の調査によると、この公務員の家族数若しくは級別号俸のその資格に対して、実は政府の提案された給与法は全部標準生計費を割つてゐる。例えば二人家族のこれは二十五才の二十一号俸、級別五級で七号、この場合の勧告案は八千六百円です。標準生計費は八千五百九十円です。それが政府案では八千円で、五百九十円足りない。それから三人家族の三十才二十八号俸、六級七号の職員は、勧告案で一万九百五十円、標準生計費は一万一千四百六十五円、それが政府案では、一万四百五十円しか計上しておられない。四人家族の三十三才の三十一号俸、七級四号の職員に対しては、人事院の勧告は一万二千七百円である。標準生計費は一万二千九百円かかるのに、政府案は一万一千八百五十

円しか計上しておられない。更に五人家族の三十七才三十三号俸、八級の一号に対しては、勧告案は一万四千円、標準生計費は一万三千七百九十五円、これに対して政府案は一万三千百円、而もこの標準生計費たるや、米の値上り、運賃の上昇、ガス料金、その他の価格の改訂という問題は全然考慮されず、これだけの標準生計費を割つた給与だつた。こういう政府案に対しては、たとえ財政上の理由が仮にあるにしても、標準生計費さえも保証しない給与は許さるべきではない。そういう立場から、これが原因となつて、この給与法の俸給表に対する備考となつて修正されたわけでございます。こういう事実に対して提案者は十分調べる責任があつたと思ふし、調べれば調べるほど、今度のこの給与法の改正法案を提案する以前に、議員としての給与法の改正という問題を取上げる場合には、この問題が優先しなければならなかつたはずなんです。一体、提案者のほうでは、今度の提案に當つて可なりたさんの提案者が名を連ねておられますが、こういう重要な、而も緊急を要する問題について考慮されて、話し合ひをされて、そしてその話し合ひの上に立つて結論を出されたのかどうか、その点を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 千葉さんからおつしやられました通り重要な問題でございますので、提案者同志におきまして話し合ひをし、殊に党が違ひ間におきましてはいろいろ研究を重ねました。そういう関係で提案も遅れてしまつたというふうな事情もあるものであります。私もといたしましては、良心的に研究をいたした次第でございます。す。

○千葉信君 そういう重要な問題が或る程度只今の御答弁のごとく把握されていたと仮定して、私はこの際はその点については確認できませんから、仮定ということになると思ふのですが、ところが今度の改正法案の提案に際して、この法律案を拝見いたしますと、教職員に対する各係給表に対しても同様に、この俸給表は暫定的なものであるから、成るべく速やかに合理的な改訂を加えるものとする、こうなつております。而もこの法律案の施行期日は附則の一で昭和二十九年の一月一日から施行するということに相成つております。かなり先の問題でございます。先ほど岡委員から開会前に鬼の笑う法律案だと言われましたが、全くその通りだと思ひます。そういうことから先五カ月も六カ月近くも余裕のある状態で提出される法律、而もその間には、この間の私の質問に対する提案者の御答弁では、政府のほうから提出されて可決成立しました二十八年度一般会計予算の中に盛り込まれておる教職員の待遇改善のための予算として、千八百万円計上されている。ところが実際には五千八百七十三万四千円、これなら一体、成立した一般会計の予算はでたらめじやないか。あの提出した予算案に基いて大体この給与法は提案されている。一般会計の給与改善費だけでも実際上四千万円も足りないじやないか、こういう指摘に対して、提案者は、それは多分補正予算で補正されるでございまして、少くとも補正予算を審議する臨時国会というものが考慮されると思ふのです。これはあとから

るので、この点はそつちのほうで明らかにしてもらわなければならないと思いますが、まあ併し、今、私が直接お尋ね申し上げました、国会に對して、この法律は、俸給表は不合理なものだといつて、初めから不合理極まる法律案を提案されておきながら、まあ提案者の御答弁では、今の給与法等の中にも、教育職員給与等についてはこれは十分に研究し、そうして速やかに何らかの措置がとられなければならない、

これは相當前からの懸案なものであります。この点はおつしやる通りでございます。これは恐らく提案者の場合には、給与法の第十條の第三項を指しておられると思います。「人事院は、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、教育職員及びその

他特別の勤務に従事する職員の俸給表その他これに関する事項につき必要を認める勧告を国会及び内閣に同時にしなければならぬ。恐らく今提案者が指摘された今の給与法にもこういうことは書いてあるじやないか。従つて教育職員等に対しては、この法律を提案するような措置を講ずる必要があつた

んじやないか、あつたと考える、こういう御答弁でございます。ひとしく第十條の第三項におきましても、おつしやるように、成るほど教育職員に対する給与については研究し、そして合理的な改訂を加えなければならないということになっております。併し同時に「その他」という条項を我々は忘れて

はならないと思うのです。例えば「その他」というものの具体的な対象としては、例えば技能職でございます。例えは研究職、医療職などというものも

午後九時四十七分開会
○委員長(村尾重雄君) 休憩前に引続
き開会いたします。
○加藤武徳君 当委員会におきまする

勿論大原則です。併しながら国会法ななり或いは議事規則は委員外の発言を黙めておるのであります。が、委員外の発言をお許しになる場合には勿論委員会に諮らなければならない。併しなから委員長の場合には、そのような強

組まれているように私は解釈いたしました
おります。併しながら、その場合にも、
委員長が常任委員長として発言されま
す場合は、御自分の所管事項に限ら
れるというのが国会法を貫いておる考
え方でありますが、委員長は先ほど

つたては、御承知の通り会期はもうすでに今日明日の二日でございます。

な法案を未だ審議しておる最中でございますが、委員外の発言を許しますことは我々の委員会の審議に若干の支障があるということも考えられるのであります。が、発言を許します時間等に關しまして委員長はお考えを持つ

○委員長(村尾重雄君) 私は委員長として、発言を求められる以上は大体議運においての委員長発言の範囲内を十分御了承のことだと思つて許可したのであります。只今加藤君の御意見を大

討してそれから割り出された政府独自の案を出すべきであつたけれども出さなかつた、そこでまあこういうような臨時の措置をした、その臨時の措置が問題だから私は質問しておるわけなんです。ところがその臨時の措置というものが、一般職その他全体の公務員に係するそういう給与の改善の法律案をなぜ出さなかつたかということに問題がある。その中のほんの一部の者だけについてなぜ出す必要があつたか。ですから、私をして言わしめますれば、政府が出さなければ政府の尻を突つたことがございまいしょうか。勸告案が出たからこれを会期末までに何とか一つ予算を組んで出せということ、自由党のあなた方が政府に激励をしたことが何回ございまいしょうか。それを先ずお聞きしたい。激励をして而も出さなかつたから、それじゃ、おれたちで出そうといつて議員立法をされることは誠に結構です。そのときといえども、出すべきものはこれは全公務員について姿の異なつた、少くとも人事院の勸告案を検討してこれよりよくなるならこれも望ましいが、又これに等しい、そういうたようなものを当然出すべきであるにもかかわらず、その中の極く少数の人々だけに給をねぶらすやうなこういう法律案を出すというのは、私は腑に落ちない。ですからあなた方は政府の提案がないから議員立法で出したという事は、どうしてこういう小範囲にスケールを小さくしてやつたか。全体についてなぜやらなかつたか。それは予算ということをおつしやるでありましようが、予算という事でしたら、期日もあるのだからございする

から、もつと十分に検討して、やはり大きな天下の公党でありますならば、天下の公党を代表したあなた方でありまうならば、やはり出すべきものは出すやうな姿において、全国民が納得するやうな大きなスケールにおいて出すべきである、こういうように考へておられますが、その点の御答弁を頂きたかつたのであります。重ねて御答弁頂きますれば幸いであります。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 人事院の勸告があつて、政府に対してこれを法律案として出すべく懲罰したか、こういう第一点のお尋ねであります。勿論、私もいたしまして、人事委員会の委員でありますので、勸告の出した以上は速かに内閣として法律として提出すべきものである、こういうことで話し合ひをいたしました。併しなから今度の給与準則は、御承知の通り給与準則という法律と共にベイス・アップを伴つておりますので、その二つを一つの勸告の中に組み入れてありますので、直ちに内閣として法律案として出すという事は困難だ、こういうことに私も聞きましましたのであります。

それから第二点、なぜ教育職員だけを取出して法律案として議員提出をしたか、こういう仰せでありましたが、これは前から御答弁申上げておりますように、実は給与準則ができる前からの問題でありまして、時期的に給与準則より遅れて提案がなりましたけれども、実はその前から考へておつたわけでございます。それで、こういうものを議員提出として出すならば、一般の公務員の俸給についても十分研究して、全般的なものを議員提出するな

らば議員提出としてやつたらばいいやないか、こういうやうな趣意でありました。これは御承知の通り、給与に関する問題は慎重を期さなくてはなりませんし、相当科学的な問題でございします。私もいたしまして全般的に亘つてこの給与の改訂ということに手を着けまうことは、これは非常に危険であるといふか、均衡を破るやうなことがありましては重大なことであるとするので、そこまでの一般の公務員の給与の改訂ということは私もいたしてはやるべきことじやない、こういうふうに考へて、ただ教育職員だけにつきうに、これは数年來の懸案でありまう。殊にこの教員の特別俸給表を作るに當りましては、給与準則はベイス・アップを含まれておりますし、或いは又級別の区別と違つた体系で出ておりますが、私も現行法の下におきまして、この給与法の体系の中におきまして、極力均衡を来さないやうに、他の公務員との均衡を破るやうなことを差控えて、最少限度におきまして私も適當と結論を得たことに従ひまして、この教育職員の特別俸給表を御提案申上げた事情にありまう。

○委員長(村尾重雄君) ちよつと森崎君にお願いします。要求は四時間以内という時間でありまして、御承知のやうに非常に時間的に当委員会の審議が迫られておりますから、もう二、三回で一つ結論をつけてもらいたいと思ひます。

○委員外議員(森崎隆君) まあ二、三回と言われたら困りますが、せいゝん、時間をとらないやうに簡単にしたいと思ひます。

今度の御答弁につきましても、私は、はつきり了解したのであります。私が、私はやはり教職員の給与に一応スケールを限つて、その点に立つて御質問を申上げたと思ひますが、私といたしましては、これはやはり同勤務、同学歴の者については、学校種別の如何を問はず当然同待遇をしなければならぬといふ観点に立つたものでございします。併しまあ参議院の方々の考へはそれと反対の立場であらうと存じますが、これまで人事委員会その他の連合委員会等の質疑においてはいろいろお話があつたかも知れません。重なるやうであつたならば失礼でございします。私が、私お聞きしたのでございします。今度のこの三つの表が出ておりました。

(委員長退席、理事千葉信君委員長席に着く)

そして附則とか出ております。まあ附則は一応別にいたしまして、三つの表を作りまして作り方の基本的なお考へをちよつとお聞かせ願ひたい。それに關連してちよつと質問を申上げたい、こう思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 同一学歴、同一勤務年数ということが原則であるといふことは、私も承知いたしておるのであります。そういう關係でありますので、同じ学校を出ました初任給におきましては、これは区別をすべきものじやない。併し中小学校と高等学校と大学との間には、それぞれ学校の目的もあるし、厳格な強い職域の差といふことではないにいたしましても、これを教えて行く上におきまする負担等につきまして或る程度の差

がある。こういうことから考えますれば、初任給等におきましては、同一学歴、まあ暫らくの間、同一勤務年としておつても、負担が重なるというやうな事情も考慮いたしまして、途中から或る程度俸給が違つて来る、こういうこととしたほうがよろしい。殊に最高号俸がそれゝ違つておりますので、同一勤務年で最高号俸に達する場合に、初任給といふものを交えれば別でありまう。それよりも、交えないで、同じやうな現行法のような場合には、最高号俸に達する時期ということにそれゝ相違を来まして、折角最高号俸を設けても最高号俸を受ける機会があり得ないといふやうなことがあり得るのじやないか。建前といたしましては、今の人事院の規則、細則等に大体準拠して、これに大變な改正を加えないといふやうな建前の下にこの俸給表を作つた、こういうことが大体今まで申上げたところでございます。

○委員外議員(森崎隆君) この点につきましましていろいろ問題はまだ私は聞きたないのであります。例えば学校種別に差をつける。昇給の差もございまして、初任給の差もございまして、或いは又最高号俸に差をつけるやうな場合も、個々の号俸に又差をつける場合もございまいしょう。いろいろな場合もございまいしょう。それについていろいろ又聞きたいと思ひますが、一度にこの時間をたくさんとつてはならないやうでございします。一応私の質問を留保したいと思ひます。

○理事(千葉信君) 本日はこれにて散会いたします。

午後十時九分散会

八月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、国家公務員等退職手当暫定措置法案(案)

国家公務員等退職手当暫定措置法案

国家公務員等退職手当暫定措置法案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 一般の退職手当(第三条―第八条)
- 第三章 特別の退職手当(第九条・第十条)
- 第四章 雑則(第十一条―第十四条)

附則

第一章 総則

(目的及び効力)

第一条 この法律は、国家公務員等に対する退職手当の基準を暫定的に定めることを目的とする。

2 この法律は、別に法律をもつて恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれらに準ずる退職給付を総合する新たな恒久的退職給与制度が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。

(適用範囲)

第二条 この法律の規定による退職手当は、一般会計、各特別会計、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び住宅金融公庫の歳出予算によつて俸給(これに

相当する給与を含む。以下同じ。)が支給される職員(以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡に因る退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員(第八条第一項第四号に規定する職員であつて同条第二項に規定する者に該当しないものを除く。以下本項及び第七条第三項において同じ。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

第二章 一般の退職手当

(普通退職の場合の退職手当)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除く外、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額(俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十五日分に相当する額。以下同じ。)に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の六十
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の六十五
- 三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の七十
- 四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の六十五

掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 勤続期間一年以上五年以下の者 百分の五十

二 勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五

(傷、疾病に因る退職等の場合の退職手当)

第四条 政令で定める程度の傷、疾病、死亡若しくは二十年以上勤続し停年に達したことにより退職した者又はこれらの事由に準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるものに對する退職手当の額は、その者の俸給月額に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の九十五
- 三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の百二十
- 四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

受ける職員(以下「一般職の職員」という。)については、同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。

(整理退職の場合の退職手当)

第五条 定員の減少又は組織の改廃その他これらに準ずる事由により退職又は廃職を生ずることに因り退職した者で政令で定めるもの並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない事由により退職したものに対する退職手当の額は、第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する者で左の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の前条第三項の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二十
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三十
- 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四十
- 四 勤続期間三年以上の者 百分の五十

ら一年内に再び職員となつた者がその再び職員となつた日から起算して一年以内に退職した場合においては、適用しない。

(勤続期間の計算)

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(次条第一項第一号から第三号までの一に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続き在職期間の計算については、前四項の規定を準用する外、政令でこれを定める。

6 前五項の規定により計算した在职期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てて、但し、その在職期間が六月以上一年未満（第四条又は第五条の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。

（退職手当の支給制限）

第八条 第三条から第五条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

二 国家公務員法第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

三 国家公務員法第九十八条第六項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

四 常勤を要しない者

2 常勤を要しない職員のうち勤務形態が常勤を要する職員に準ずるものに対しては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第三条又は第四条の規定による退職手当を給することができ。

3 前項に規定する職員の範囲は、政令で定める。

第三章 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第九条 職員の退職が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十條及び第二十一条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十六條の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第十条 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日翌日から起算して一年以内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の規定により計算した失業保険金の日額（以下「失業保険金の日額」という。）の百八十分分に相当する金額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として、公共職業安定所において支給する。

2 前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨て）に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に応じて支給する。

3 第一項の規定に該当する場合において、退職した者が退職手当の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百八十分分に相当する金額を退職手当として失業保険法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、公共職業安定所において支給する。

4 本条の規定による退職手当は、失業保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（遺族の範囲及び順位）

第十一条 第二項に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

3 退職手当の支給を受けるべき同

順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

（起訴中に退職した場合の退職手当の取扱）

第十二条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当は、支給しない。但し、禁以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2 前項但書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項但書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項但書の規定による退職手当は、支給しない。

（地方公務員となつた者の取扱）

第十三条 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続き地方公務員となり、地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律による退職手当は、支給しない。

（実施規定）

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算し、昭和二十八年八月一日以後の退職に因る退職手当について適用する。

2 昭和二十八年四月一日以後同年七月三十一日までには第五条第一項に規定する事由に因り退職した者に対する退職手当については、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号、以下「旧法」という。）第四条の規定にかかわらず、第五条及び附則第六項（附則第七項中附則第六項に係る部分を含む。）の規定を適用する。

3 昭和二十八年七月三十一日以前の退職に因る退職手当については、前項に規定する場合を除く外、なお従前の例による。

4 昭和二十八年七月三十一日に現在に職する職員の同年同月同日以前における勤続期間については、政令で定めるものを除く外、なお従前の例による。

5 昭和二十八年七月三十一日に現在に職する職員が、同年八月一日以後第四条第一項及び第五条第一項に規定する事由以外の事由に因り退職した場合において、その者につき旧法第三条の規定を適用して計算した退職手当の額が、第三条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその

者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

6 昭和二十八年三月三十一日に現在に在職する職員が、同年四月一日以後第五項第一項に規定する事由に因り退職した場合において、その者につき昭和二十七年年度における行政機構の改革に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十五号）の規定を適用して計算した退職手当の額が、第五項の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

7 前二項の場合における職員の勤続期間は、昭和二十八年七月三十一日以前における勤続期間については、同年七月三十一日までに退職した場合にあつては従前の例、同年八月一日以後退職した場合にあつては附則第四項又は同項及び附則第八項の規定により、同年八月一日以後における勤続期間については、第七項の規定による。

8 昭和二十八年七月三十一日に現在に在職する職員の旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、附則第四項の規定にかかわらず、その者の勤続期間から除算しない。

9 この法律の適用を受ける職員であつて、昭和二十九年九月二日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の

朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあつた者を除く。）が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第

号）の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和二十八年八月一日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日退職したものとみなし、政令で定めるところにより、第四項の規定による退職手当（その退職の日が昭和二十八年七月三十一日以前の日であるときは、附則第三項の規定により従前の例によることとされる旧法第四項の規定による退職手当）を支給する。

10 昭和二十八年八月一日以後の死亡に因り退職した職員に対する退職手当の額は、当分の間、第四項第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの項の規定により計算した額に、その者の俸給月額に百分の四百を乗じて得た額を加算した額とする。

11 昭和二十八年八月一日以後に死亡した職員については、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）の規定により従前の例によることとされる旧官吏俸給令（昭和二十一年勅令第九十二号）に規定する死亡賜金は、支給しない。

12 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第 号）附則第十項の適用を受ける者に対する遺族一時金の額は、第五十条第二項の規定にかかわらず、俸給月額に、組合員であつた期間に応じ別表第五に定める日数から百二十日を減じて得た日数を乗じて得た金額とする。

13 昭和二十八年七月三十一日以前の死亡に因る国家公務員共済組合法の規定による遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

14 保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百二十二号）」を「国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第 号）」に改める。

第二十八条第一項中「百百分分」を「百二十百分分」に改め、同項の表中「昭和二十七年十月十五日から昭和二十八年七月三十一日までの間」において二等保査として採用された者を「保査長等として採用された者」に改め、「昭和二十七年十二月において」を削り、同条第二項中「四日」を「五日」に、「六十百分分」を「七十二百分分」に、「三十百分分」

「三十六百分分」に改め、同条第三項中「昭和二十七年八月一日から昭和二十八年七月三十一日までの間において」を削り、同条第五項中「四日」を「五日」に改め、同条第六項中「五十百分分」を「六十百分分」に改め、同条第十項中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 保安官及び警備官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の適用については、同法第三條第一項中「二十五百分分」とあるのは「三十百分分」と、同法第四條第一項中「二十年以上勤続し停年に達した」とあるのは「停年に達し、且つ、政令で定める事由に該当した」とと読み替へるものとする。

11 保安官及び警備官並びに保安官の学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の適用については、保安官の学生としての勤続期間は、同法第七條の勤続期間から除算する。但し、その者が保安官の学生としての正規の課程を終了し、引き続き保安官又は警備官に任用された場合に限り、保安官の学生としての勤続期間の二分の一に相当する期間を除算しない。

附則第八項を次のように改める。

8 保安官及び警備官が死亡した場合における第二十八条第一項

から第三項まで又は同条第五項から第七項までに規定する退職手当の額は、当分の間、これらの項の規定にかかわらず、これらの項の規定により計算した額に、その者の俸給日額の百二十百分分に相当する額を加算した額とする。

附則第九項中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

15 昭和二十八年七月三十一日以前における保安官及び警備官の退職又は死亡に因る退職手当については、なお従前の例による。

16 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五項の見出しを「（国家公務員等退職手当暫定措置法の適用）」に改め、同条中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百二十二号）」を「国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第 号）」に、「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

第八條第三項中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

17 国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第三十六号）の一部を次のように改正

する。

附則第二項中「この法律施行前」を「昭和二十八年七月三十一日以前」に、「この法律施行後六月」を「同年八月一日以後六月」に、「この法律施行後もなお国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「同年八月一日以後国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第 号）」に改める。

18

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」の下に「又は国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第 号）第十条」を加える。

昭和二十八年九月十二日印刷

昭和二十八年九月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局